

次期個人番号カードタスクフォースについて

次期個人番号カードタスクフォース構成員について

【有識者】

- | | | |
|----------|---------------|--------|
| • 立命館大学 | 情報理工学部 教授 | 上原 哲太郎 |
| • 東京工業大学 | 科学技術創成研究院 准教授 | 小尾 高史 |
| • 東京大学 | 法学部 教授 | 穴戸 常寿 |
| • 慶応義塾大学 | 環境情報学部 教授 | 手塚 悟 |

【省庁等】

- | | | |
|------------------|-----------------|-------|
| • 警察庁 | 交通局長 | 早川 智之 |
| • デジタル庁 | 国民向けサービスグループ統括官 | 村上 敬亮 |
| • 総務省 | 自治行政局長 | 山野 謙 |
| • 出入国在留管理庁 | 次長 | 丸山 秀治 |
| • 外務省 | 領事局長 | 岩本 桂一 |
| • 国税庁 | 長官官房審議官 | 植松 利夫 |
| • 厚生労働省 | 保険局長 | 伊原 和人 |
| • 地方公共団体情報システム機構 | 副理事長 | 菅原 泰治 |

【地方公共団体】

- | | | |
|-------|----------------|-------|
| • 横浜市 | 市民局窓口サービス課長 | 吉田 誠 |
| • 神戸市 | 企画調整局デジタル戦略部課長 | 西森 大介 |
| • 都城市 | デジタル統括課主幹 | 佐藤 泰格 |

次期個人番号カード技術検討ワーキンググループ構成員について

【有識者】

- 立命館大学
- 東京工業大学
- 情報処理推進機構（IPA）
- 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）

情報理工学部 教授
科学技術創成研究院 准教授
セキュリティセンターセキュリティ技術評価部 副部長
政府機関総合対策グループ内閣参事官

上原 哲太郎
小尾 高史
神田 雅透
横田 一磨

【関係省庁等】

- 警察庁
- 警察庁
- デジタル庁
- デジタル庁
- デジタル庁
- デジタル庁
- デジタル庁
- 総務省
- 総務省
- 出入国在留管理庁
- 厚生労働省
- 厚生労働省
- 地方公共団体情報システム機構
- 地方公共団体情報システム機構
- 地方公共団体情報システム機構

- 地方公共団体情報システム機構

長官官房参事官
交通局運転免許課長
セキュリティアーキテクト
アイデンティティアーキテクト
デジタル社会共通機能グループ参事官
デジタル社会共通機能グループ参事官
国民向けサービスグループ参事官
自治行政局住民制度課長
自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長
参事官
保険局医療介護連携政策課長
大臣官房参事官（情報化担当）
個人番号センター長
個人番号センター総括審議役
個人番号センター副センター長
公的個人認証システム開発部長事務取扱
個人番号センター個人番号カードシステム開発部長

小鷲 達也
今井 宗雄
満塩 尚史
林 達也
内海 隆明
杵浦 維勝
上仮屋 尚
植田 昌也
小牧 兼太郎
稲垣 貴裕
竹内 尚也
岡本 利久
下仲 宏卓
長谷川 潔

水落 祐二
濱 克朗

次期個人番号カード関連のスケジュール

タスク					令和6年				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～	
次期個人番号カード タスクフォース	▽第1回 9/7		▽第2回 11/21 ▲中間とりま とめ骨子 パブコメ	▽第3回 12/26 ▲中間とりまとめ			▽第4回 3/18 ▲最終とりまとめ		
法改正 (デジタル庁)	← 法律案検討 →							3/5 ▲改正法案の提出	
カード仕様書の検討 (J-LIS)					← カード仕様書の検討 →				

タスクフォースにおける主な論点（案）について(1/2)

(1)カードの券面記載事項	①氏名、生年月日、住所の3情報及び顔写真 →券面記載すべきか。(身分証として、提示やコピーの運用に留意)
	②性別 →券面記載すべきか。する場合でも、うら面にもっていけないか。又は、ICチップの記録のみで十分か。(事実上の必要性・法令上の整理)
	③マイナンバー →券面記載すべきか。又は、ICチップの記録のみで十分か。又は、現在のQRコードの記録のみで十分か。(事実上の支障)
	④通称・旧氏 →現在の在り方で良いか。(現在の在り方/通名：ある場合、必ず記載。旧姓：希望者は住民票に記載された場合、カードにも記載。)
	⑤その他記載事項(生年月日西暦併記、氏名フリガナ、氏名ローマ字) →記載事項とするか。記載する場合、追記欄か本欄か。
	⑥追記欄 →追記欄は必要か。必要とした場合、追記欄が満了になるケースがあり、追記欄を大きくできないか。又は、うら面に配置できないか。
	⑦券面デザイン →魅力ある券面デザインのあり方。券面の偽造防止・ユニバーサルデザインにも対応。
(2)カード等に用いる技術	①暗号方式の在り方 →より強固なものへ換装するか、それにより、電子証明書の有効期限を5年から10年に延長してカードとあわせることができないか。
	②暗証番号の入力のユーザー利便性向上 →現在、4つの暗証番号を、ロングとショート of 2つにするか。また、ロングを入力の場合、ショートを入力不要とするか。
	③J-LISマイナンバー関係システムの刷新 →更改内容、スケジュールはどうなるか。
(3)カード発行体制	①カードの速やかな発行体制 →次期カードに求められる製造技術等を踏まえつつ、早期発行・交付体制の構築のためどのような方策があるか。
	②更新の在り方 →役所に赴かずに更新できないか。この場合において、マイナンバーカードに要求される身元保証レベル等について維持することが必要と考えられるが、どう整理するか。
(4)公証名義	→国の保証の下に発行されていることを明確化するか。

タスクフォースにおける主な論点（案）について(2/2)

- | |
|---|
| (1)次期カード発行直前に発行されるカードの電子証明書の扱い
→現在、電子証明書で採用している暗号（RSA2048）の適格性（2030年末まで）について、猶予期間が設けられないか。 |
| (2)新旧カードの切り替えに伴うカード利用機関等への影響
→次期カードにおいて、新暗号のみならず、旧暗号も処理できることとして、カード利用機関における二重の対応を不要にすることができるか。 |
| (3) ICチップの空き容量
→必要性やコスト等を勘案した場合、ICチップ容量や空き容量をいかにすべきか。 |
| (4)ISO認証（現在、ISO/IEC15408のCC認証を取得）
→次期カードにおいて、満たすべきセキュリティ要件をどのように規定し、その内容を担保すべきか。 |
| (5) ICチップの顔写真カラー化等（現在、白黒で、容量も小さい）
→カラー化・容量増化（解像度アップ）を行うか。 |
| (6)カードの磁気ストライプ（現在、JIS規格の磁気ストライプを実装）
→磁気ストライプの搭載を継続するか。廃止するか。（現在の印鑑登録証等の利用や将来のクレジットカード利用等に留意） |
| (7) PUK（PIN UNLOCK KEY）の発行（海外で採用例が多い）
→市町村窓口への往訪を不要とするためにPUKを採用するか。（盗難・紛失等のセキュリティリスクについて確認） |
| (8)カード本体の真贋性判定機能の追加
→カード本体の真贋性判定をオンラインで行える機能の追加が必要か。（米国PIVカードの例も参考に検討） |
| (9)JPKIアプリの真贋性判定機能の追加
→JPKIアプリにも、他の3つのアプリと同様にアプリの真贋性を判定する機能を実装するか。 |
| (10) 電子証明書の失効理由の細分化
→電子証明書の失効理由「affiliationChanged」に、「死亡」の細分を設けることができないか。 |
| (11)個人番号カードの呼称の変更
→次期個人番号カードの導入に合わせ、「マイナンバーカード」以外の新たな呼称を採用するか。また、その場合、いかなる呼称が適当か。 |
| (12)インターフェイス仕様の公開
→カードの利用を促進するために、カードのインターフェイス仕様(APDU仕様書)を公開できないか。 |
| (13)（長期的論点）将来的な物理カードの必要性
→スマートフォンのマイナンバーカード機能の搭載が実現され、普及した後には、物理的なカードはそもそも不要とならないか。 |
| (14)その他重要論点 |